がん患者の妊孕性温存に係る治療費等への助成　ー道府県調査（平成31年3月末時点）

道府県名	事業名	開始年度	実施方法	対象者											所得制限		受療施設の指定				対象経費																助成額				
				対象者	年齢制限										有無	内容	有無	施設名	指定理由・背景	拡大予定	意思決定	採取				凍結								保存		生殖補助医療	対象経費	助成率	算出方法	上限額	回数
					男性						女性																													
					有無	対象年齢					有無	対象年齢										意思決定	精子（手術無）	精子（手術有）	卵子	卵巣	精子 成功	精子 不成功	卵子 成功	卵子 不成功	卵巣 成功	卵巣 不成功	受精卵 成功	受精卵 不成功	初回	更新						
A	小児・AYA世代の妊孕性温存支援事業	30	道府県が直接患者等へ助成	①～⑤の全てを満たす方が対象。 ①がんと診断された日から妊孕性温存治療終了日までの間において埼玉県内に住所を有する方②ガイドラインに基づき、がん治療により生殖機能が低下する又は失う恐れがあると医師に診断された方③妊孕性温存治療実施日における年齢が40歳未満の方④所得要件を満たす方⑤特定不妊治療費助成事業指定医療機関であり、日本産科婦人科学会の「医学的適応による未受精卵子、胚（受精卵）および卵巣組織の凍結・保存に関する見解（平成28年6月改定）」に準じて妊孕性温存治療を行う医療機関において妊孕性温存治療を受けた方	有	0	歳から	39	歳まで	有	0	歳から	39	歳まで	有	■患者さんが20歳未満の場合⇒保護者全員（父及び母）の所得の合計が730万円未満 ■患者さんが20歳以上で結婚していない場合⇒患者さん本人の所得が730万円未満 ■患者さんが20歳以上で結婚している場合⇒患者さん本人と配偶者の所得の合計が730万円未満	有	特定不妊治療費助成事業指定医療機関であり、日本産科婦人科学会の「医学的適応による未受精卵子、胚（受精卵）および卵巣組織の凍結・保存に関する見解（平成28年6月改定）」に準じて妊孕性温存治療を行う医療機関において妊孕性温存治療を受けた方	がん患者さんの場合凍結期間が長いため、凍結精子、卵子の扱いのルールを定めておく必要があると考えたため。	無	対象外	対象	対象	対象	対象	対象	対象	対象	対象	対象	対象	対象	対象	対象	対象外	対象外	対象外	・卵子、卵巣組織の採取凍結・卵子の採取、受精による胚（受精卵）の凍結	ー	対象経費の申請額のうち、右記の助成額を限度。	250,000円	1回
																																					・精子の採取凍結	ー	対象経費の申請額のうち、右記の助成額を限度。	50,000円	1回
																																					・手術を伴う精子の採取凍結	ー	対象経費の申請額のうち、右記の助成額を限度。	250,000円	1回
B	がん患者の生殖機能温存治療費助成事業	30	道府県が直接患者等へ助成	①生殖機能温存治療を開始した日から終了した日までの間岐阜県内に住所を有している方 ②「小児、思春期・若年がん患者等の妊孕性温存に関する診療ガイドライン2017」年版に基づき、がん治療により生殖機能が低下する、又は失う恐れがあると医師に診断された方 ③生殖機能温存治療を開始した日における年齢が43才未満の方 ④生殖機能温存治療を岐阜県が定める医療機関で実施した方 ⑤申請を行う生殖機能温存治療について、岐阜県特定不妊治療費助成事業に基づく助成を受けていない方	有	0	歳から	43	歳まで	有	0	歳から	43	歳まで	無	ー	有	①意思決定のための支援：日本・がん生殖医療が会が認定した意思決定支援施設又はそれに準ずると岐阜県がん・生殖医療ネットワークが認めた施設 ②卵子、胚（受精卵）もしくは卵巣組織の採取及び凍結）：公益社団法人日本産科婦人科学会「医学的適応による未授精卵子、胚（受精卵）及び卵巣組織の凍結・保存に関する見解（平成28年6月改訂）」に準じて温存治療を行う医療機関 ③精子の採取及び凍結：がん治療の担当意思又は温存	「小児、思春期・若年がん患者等の妊孕性温存に関する診療ガイドライン2017」年版に基づいた助成事業体系としているため	無	対象	対象	対象	対象	対象	対象	対象	対象	対象	対象	対象	対象	対象	対象	対象外	対象外	対象外	精子、卵子、卵巣の採取及び凍結保存にかかる費用	ー	保険適用外の費用のうち上限額まで	男性：30,000円 女性：200,000円	1回
																																					精子、卵子、卵巣の採取及び凍結保存にかかる費用	1	保険適用外の費用の1/2について上限額まで	男性：30,000円 女性：200,000円	1回
																																					意思決定支援にかかる費用（温存治療実施無）	ー	保険適用外の費用のうち上限額まで	5,000円	1回
C	がん患者妊孕性温存処置助成事業	28	道府県が直接患者等へ助成	・治療終了日において滋賀県内に居住し、がん治療により妊孕性が低下するまたは失う恐れがあると、医師に診断された者。治療日における年齢が43歳未満の者。	有	0	歳から	43	歳まで	有	0	歳から	43	歳まで	無	ー	無	ー	ー	ー	対象外	対象	対象	対象	対象	対象	対象	対象	対象	対象	対象	対象	対象	対象	対象外	対象外	対象外	卵子、卵巣組織等の採取、凍結保存等にかかる保険適用外経費	ー	ー	100,000円	1回
																																					精子等の採取、凍結保存等にかかる保険適用外経費	ー	ー	20,000円	1回
D	京都府がん患者生殖機能温存療法助成事業	29	道府県が直接患者等へ助成	次に掲げる要件を全て満たす者とする。 ⑴ がんと診断された日から生殖機能温存療法実施日までの間において京都府内に住所を有する者 ⑵ ガイドラインに基づき、がん治療により生殖機能が低下する又は失う恐れがあると医師に診断された者 ⑶ 生殖機能温存療法実施日における年齢が40歳未満の者 ⑷ 京都府が別表に定める医療機関において生殖機能温存療法を受けた者	有	0	歳から	39	歳まで	有	0	歳から	39	歳まで	無	ー	有	※施設の所在地は府内外を問わない。 【未受精卵子・胚（受精卵）・卵巣組織】 日本産科婦人科学会の「医学的適応による未受精卵子、胚（受精卵）および卵巣組織の凍結・保存に関する見解（平成28年6月改定）」に準じて生殖機能温存療法を行う医療機関 【精子】 がん治療主治医から紹介を受けた医療機関	【未受精卵子・胚（受精卵）・卵巣組織】 ・医学的適応に基づいて凍結・保存を開始する場合は、通常の生殖医療として行われる凍結とは異なる留意点がある。 ・原疾患の予後に及ぼす影響、保存された卵子・胚により将来において被実施者が妊娠する可能性と妊娠した場合の安全性など、未だ明らかでないことも多いため、被実施者に十分な情報提供を行うことが重要である。	無	対象外	対象	対象	対象	対象	対象	対象	対象外	対象	対象外	対象外	対象外	対象外	対象	対象外	対象外	対象外	未授精卵子・胚（受精卵）・卵巣の採取及び凍結に係る費用	10/10	生殖機能温存療法実施医療機関が作成した領収金内訳明細書から、助成対象外となる経費を引いて算出	200,000円	1回
																																					精子の採取及び凍結に係る費用	10/10	生殖機能温存療法実施医療機関が作成した領収金内訳明細書から、助成対象外となる経費を引いて算出	30,000円	1回
E	広島県がん患者妊孕性（にんようせい）温存治療費助成事業	30	道府県が直接患者等へ助成	(1)温存治療開始日において，広島県内に住所を有し，年齢が40歳未満の者 (2)「小児，思春期・若年がん患者の妊孕性温存に関する診療ガイドライン 2017年版」(一般社団法人　日本癌治療学会編)に基づき，がん治療により妊孕性が低下する，又は失うおそれがあると医師に診断された者 (3)　広島県が別表に定める医療機関において温存治療を受けた者 (4)　温存治療について，広島県不妊治療支援事業に基づく助成を受けていない者	有	0	歳から	40	歳まで	有	0	歳から	40	歳まで	無	0	有	区分：精子→特に指定なし。(がん治療主治医から紹介を受けた医療機関) 区分：未受精卵子，胚（受精卵），卵巣組織→公益社団法人日本産科婦人科学会の「医学的適応による未受精卵子，胚（受精卵）および卵巣組織の凍結・保存に関する見解（平成28年6月改定）」に準じて妊孕性温存治療を行う医療機関	「小児，思春期・若年がん患者の妊孕性温存に関する診療ガイドライン2017年版」(一般社団法人　日本癌治療学会　編)に基づく。	無	対象外	対象	対象	対象	対象	対象	対象	対象	対象	対象	対象	対象	対象	対象	対象外	対象外	対象外	精子，卵子，卵巣組織の採取及び凍結並びに受精卵の凍結に要する費用（初回の保存料を含む。）のうち医療保険適用外費用	1	温存治療に要した医療保険適用外費用の2分の1を男性は2万円，女性は20万円を上限として，一回を限度とし，助成する。	男性：20,000円 女性：200,000円	1回